

社会福祉法人 住田町社会福祉協議会  
グループホームかつこう指定介護予防事業所運営規程

平成21年12月18日 制定  
平成27年 8月28日一部改正  
令和 7年 6月 6日一部改正

(事業の目的)

第1条 グループホームかつこう（以下「事業所」という。）は、認知症である利用者が可能な限り、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に介護するものとする。
- 2 事業所は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることが出来るよう配慮して介護するものとする。
  - 3 事業所は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、介護予防計画）に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して介護するものとする。
  - 4 事業所の介護従事者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 5 事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームかつこう
- (2) 所在地 岩手県気仙郡住田町下有住字十文字89-2

(職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名  
事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名  
適切なサービスが提供されるよう介護予防計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等の関係機関との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 6名以上  
利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの実施地域は、住田町の区域とする。

(介護の内容)

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(利用料等)

第8条 事業所が提供する介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、法定代理受領分については厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費
  - ② 理美容代
  - ③ おむつ代
  - ④ 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要な費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(介護予防計画の作成)

第9条 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 介護予防計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護予防計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該介護予防認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面または電磁的媒体に記録する。

- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録は、2年間保存する。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2以上であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（H15年法律57号）」、及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス（H29.4.14）」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護予防サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束ゼロの推進)

第13条 事業所は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

- 2 「身体拘束適正化委員会」を設置して3ヶ月毎に委員会を開催する。
- 3 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 職員は利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する介護予防サービス実施時に事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者の介護予防サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情等の処理)

第17条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力するものとする。また、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合には、その改善の内容を報告するものとする。

3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の通常業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議)

第20条 介護予防認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者の家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等の有識者で構成する。

- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(地域との連携等)

第21条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ⑤ 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人住田町社会福祉協議会が定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- 1 この規程は、令和 7年 7月 1日から施行する。